



nite

独立行政法人

製品評価技術基盤機構

National Institute of Technology and Evaluation

化学物質管理センター

化学物質と私たちの生活

私たちの身の回りにある洗剤や塗料などの製品は、それぞれの目的にそった機能を発揮できるように、化学物質の特性を活用し開発されたものです。また、食品や自然界に存在するものすべても化学物質で構成されており、化学物質は私たちの便利で豊かな生活を支えています。

化学物質は、合成や精製、製品への加工、運搬、消費、廃棄などの際に環境中に排出されます(化学物質のライフサイクル)。

また、化学物質は空気や水などの環境から、あるいは、それを経由した食品、さらに製品の使用を通じて、私たちの体に取り込まれます(化学物質の暴露経路)。

そして、化学物質が一定の量を超えると人の健康や生態系にとって害になる場合があります。

化学物質管理とは…

化学物質を便利で豊かな生活に利用しつつ、安全に暮らすためには、化学物質のことを理解して適切に管理していかなければなりません。

そのためには、化学物質のライフサイクルや暴露経路における様々なケースを想定し、環境や人の健康に悪い影響がないように、化学物質の性質とその暴露量に基づきリスクを評価した上で、その結果を踏まえた適切なリスクの管理や削減に努める必要があります。

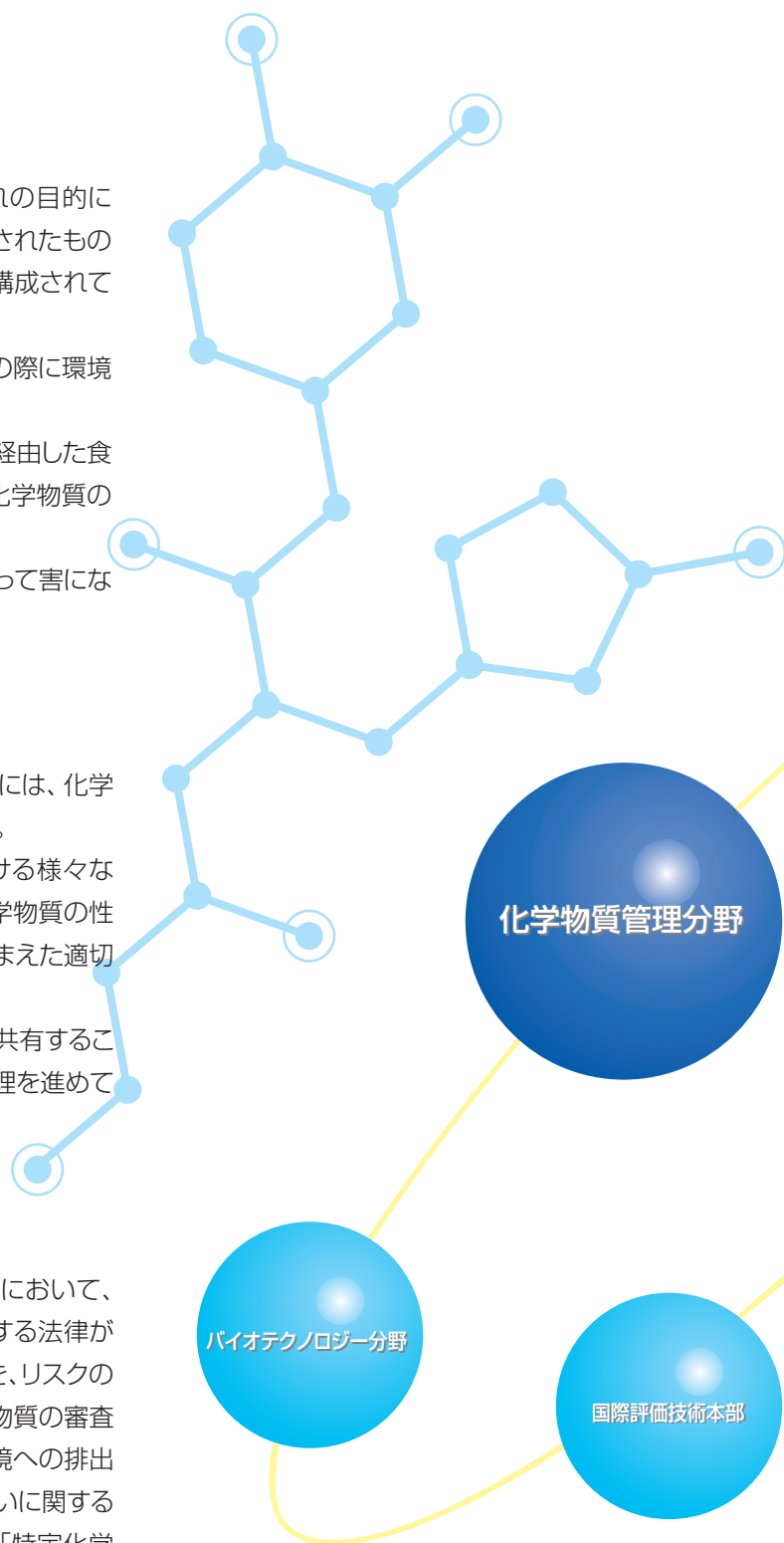
また、その過程では、国民、事業者、行政等の関係者間で情報を共有すること(リスクコミュニケーション)により、社会全体で化学物質管理を進めていくことが重要です。

適切な化学物質管理を目指して

化学物質のライフサイクルや暴露経路における様々なケースにおいて、環境や人の健康に悪い影響がないように、化学物質管理に関する法律が定められています。NITEは、国内で使用されている化学物質を、リスクの観点から評価や審査を行い、その結果に基づき規制する「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」と、事業所からの環境への排出量等を毎年把握し公表するとともに、関係者間で性状及び取扱いに関する情報の共有を行うことにより、化学物質の自主管理を促進する「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」について、その施行を技術的な側面から支援しています。また、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)」に基づく立入検査や国際査察への立会い業務を行っています。

また、事業者、自治体及び国民における化学物質の安全性に関する理解と自主管理、また関係者の相互理解を深めるため、化学物質のリスクに関する有害性等の情報を収集整理し提供しています。

NITEは、これらの活動を通じ、「化学物質管理」に関する技術的な基盤を整備し、国際協調にも配慮しつつ、化学物質の適正な管理に重要な役割を果たしています。



nite

製品安全分野

適合性認定分野

化学物質管理センターの業務概要

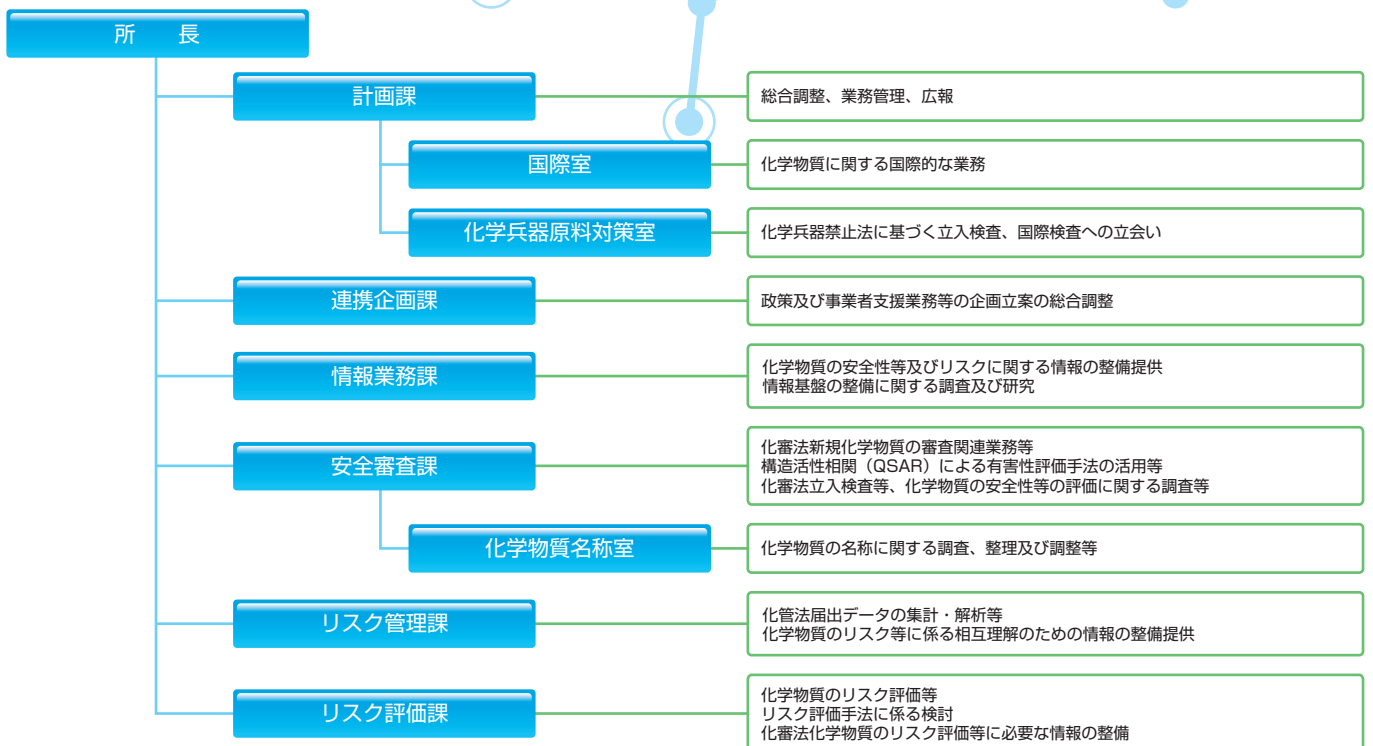
化学物質管理に関する法施行における役割 …… 3

- 1. 化審法関連業務 …… 3
- 2. 化学兵器禁止法関連業務 …… 8
- 3. 化管法関連業務 …… 9

化学物質管理に関する情報提供と技術基盤の整備 …… 11

- 1. 化学物質管理に関する情報提供 …… 11
- 2. 化学物質管理に関する技術基盤の整備 …… 14

化学物質管理センターの組織図



化学物質管理に関する 法施行における役割

NITEは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」について、その施行を技術的な側面から支援しています。



1. 化審法関連業務

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

略称：化学物質審査規制法／化審法（かしんほう）

化審法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質の性状に関する審査及び上市後の化学物質に関する継続的な管理措置により、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律です。

昭和48年にPCB(ポリ塩化ビフェニル)による環境汚染問題を契機として制定され、PCBと同様の性状(難分解性・高蓄積性・人への長期毒性)を持つ化学物質を規制対象としていましたが、その後、数回の大きな改正が行われ、クリーニング溶剤として使用されているテトラクロロエチレンと同様の性状(難分解性・低蓄積性・人への長期毒性)を持つ化学物質や、シロアリ駆除剤として使用されていたジクロロボスと同様の性状(難分解性・動植物の生育・生息への支障)を持つ化学物質も規制・管理対象に加えられました。

また、平成21年の改正により、従来は管理の対象となっていなかった既存化学物質等を「一般化学物質」、リスクの観点から国が優先的に評価する物質を「優先評価化学物質」に指定し、そのリスク評価結果に基づく管理に移行しました(化審法の体系図は6頁の化審法の概要を参照して下さい)。

NITEは、化審法の適切な運用を確保するため、新規化学物質の事前審査における届出者との連絡窓口や審議会等の資料作成、公示名称案の作成や審査に必要な技術情報の提供、一般化学物質等の製造輸入数量の届出等の確認と整備、一般化学物質のスクリーニング評価や優先評価化学物質のリスク評価の実施、製造輸入事業者の化審法施行に関する技術相談窓口、優良試験施設(GLP^{※1}施設)への査察、製造輸入事業者への立入検査、リスク評価手法や構造活性相関手法等の技術的評価手法の提案等の役割を担っています。

※1 GLP(Good Laboratory Practice)：優良試験所基準

新規化学物質等の審査関連業務

新規化学物質の届出に関する事前相談、審査の指摘事項の連絡、届出者との相談・連絡窓口、審議会における説明資料の作成等の審査業務の支援を行っています。

また、新規化学物質の審査を効率的に実施するため、法律に基づき届出された新規化学物質の安全性試験データ、審議会での審査結果等のデータを収載したデータベース(3省共同化学物質データベース)を整備しており、これを活用して、新規化学物質の審査に必要な情報を調査し、安全性に関する審査資料を作成しています。

製造輸入数量の届出関連業務等

事業者による一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造・輸入数量等の届出における届出区分の確認や届出書作成のため、化審法の官報公示整理番号(MITI 番号)と CAS 登録番号^{*2}との組み合わせの確認を行い、化審法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出書作成支援ソフトで使用する辞書ファイルとして、公開しています。

また、製造・輸入数量等の届出における MITI 番号と CAS 登録番号の組み合わせや、用途分類についての問い合わせに対応しています。

*2 CAS登録番号：米国化学会のChemical Abstracts Serviceが化学物質に対して付与している固有の番号(例:アクリロニトリル107-13-1)

GLP施設への査察

化審法では、新規化学物質の審査等に使用される安全性試験データは、優良試験所基準(GLP)に適合した施設で試験することとされています。

NITEは、このGLP試験施設の査察を行い、安全性試験データの信頼性・国際整合性の確保に努めています。

立入検査

化審法では、新規化学物質の製造等を行う場合に、環境の汚染が生じるおそれがないと認められる場合には、事前に申出を行い、その内容の確認を受けることにより届出・審査が不要となる場合があります。たとえば新規化学物質を中間物等として使用するために製造・輸入する場合はそれに当たります。

NITEは、それらの申出時に提出される書類の確認や、製造等をする事業者の申出内容を確認するための立入検査を行っています。

化審法と安衛法の公示名称付与と、命名に関する技術的な支援

事業者が新規化学物質を製造又は輸入する場合、化審法に基づく新規化学物質の届出のほか、労働安全衛生法(安衛法)に基づく届出も必要となります。これらの法律に基づき届け出られた新規化学物質は、それぞれの法律において化学物質の名称が公示されます。NITEでは、これら新規公示物質の名称案作成を行っています。

公示名称はIUPAC 命名法^{*3}に基づき命名されますが、同一構造について複数の名称の付け方が存在し、同じ化学物質にもかかわらずそれぞれの法律において異なる名称で公示される場合があります。化学物質管理の現場において事業者の負担となる面もあったことから、NITEは、厚生労働省と経済産業省による両法の命名法の共通化ルールの作成に協力し、問題解決に貢献してきました。また、平成25年にPIN^{*4}の概念を掲げた有機化学命名法(2013年勧告)がIUPACより公表された際には、日本化学会による同勧告の日本語訳に協力するとともに、化審法と安衛法における同勧告の導入について関係各省に提言し、通知^{*5}の公布に繋げるなど、化学物質の同定とその命名に関する技術的な支援も行っています。

*3 IUPAC 命名法：国際純正・応用化学連合(IUPAC)により決められた化合物命名法

*4 PIN：Preferred IUPAC Name、優先IUPAC名。構造に対し優先的に付与される、実質唯一の名称。

*5 3省4局による平成29年7月11日付通知「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の変更について」

リスク評価関連業務

化審法におけるリスク評価は、大きくわけて3段階(スクリーニング評価・リスク評価(一次)・リスク評価(二次))で行われることになっています。NITEでは、化学物質や評価手法の知識が求められる化審法リスク評価関連業務を支援しています。

NITEは、化審法におけるリスク評価の中核機関として、「化審法に基づく製造・輸入数量の届出データ等の確認と集計」、「環境中への排出量を推計するための排出係数の整備と排出量の推計」、「人や生態への暴露量とリスクの推計」、「化学物質の用途分類の整備」、「化学物質の性状データの整備」、「リスク評価書の原案作成」等を実施することで、国による化審法の施行を支援しています。

化審法に基づく製造・輸入数量の届出データ等の確認と集計

事業者から届出された製造・輸入数量や用途情報等に対して届出内容の技術的な確認を行い、スクリーニング評価やリスク評価に用いるために加工・集計しています。

また、届出に係る事業者からの技術的な問い合わせ対応、化学物質を識別するためのデータの更新と公開を行っています。

環境中への排出量を推計するための排出係数の整備と排出量の推計

化学物質の環境中への排出量を算出するために必要な排出係数を検討し整備しています。事業者から届出された製造・輸入数量や用途情報にこの排出係数を掛け合わせ、化学物質ごとに環境中(大気、水域)への排出量を推計しています。

人や生態への暴露量とリスクの推計

化学物質の環境中(大気、水域)への排出量から、人が飲食や呼吸によって摂取・吸入する暴露量や生活環境動植物(水生生物等)の暴露量をNITEが構築した数理モデルを用いて推計しています。さらに、人や生活環境動植物への有害性情報と比較を行うことで化学物質によるリスク推計を実施しています。また、物質の識別が困難な混合物等に対するスクリーニング評価、リスク評価の手法及び進め方の課題に対して、新たな検討を進めています。

リスク評価手法の提案とリスク評価ツールの提供

NITEは、化審法のリスク評価手法を詳細に記述した技術ガイダンス文書案を順次作成し、国に提案しています。

また、NITEはこの技術ガイダンス文書案に記されたリスク評価手法に則った化審法リスク評価ツール(PRAS-NITE^{※6})を作成し公開しています。本評価ツールを用いることで、リスク評価(一次)の評価Ⅰ及び評価Ⅱ(一部)と同等の数式を用いた計算が行えます。本ツールの活用により、化学物質の自主管理、周辺住民とのリスクコミュニケーション、外部への情報発信等、事業者の化学物質管理に役立てることができます。

NITEが作成した技術ガイダンス文書案及び化審法リスク評価ツール(PRAS-NITE)は、ホームページで公開しています。

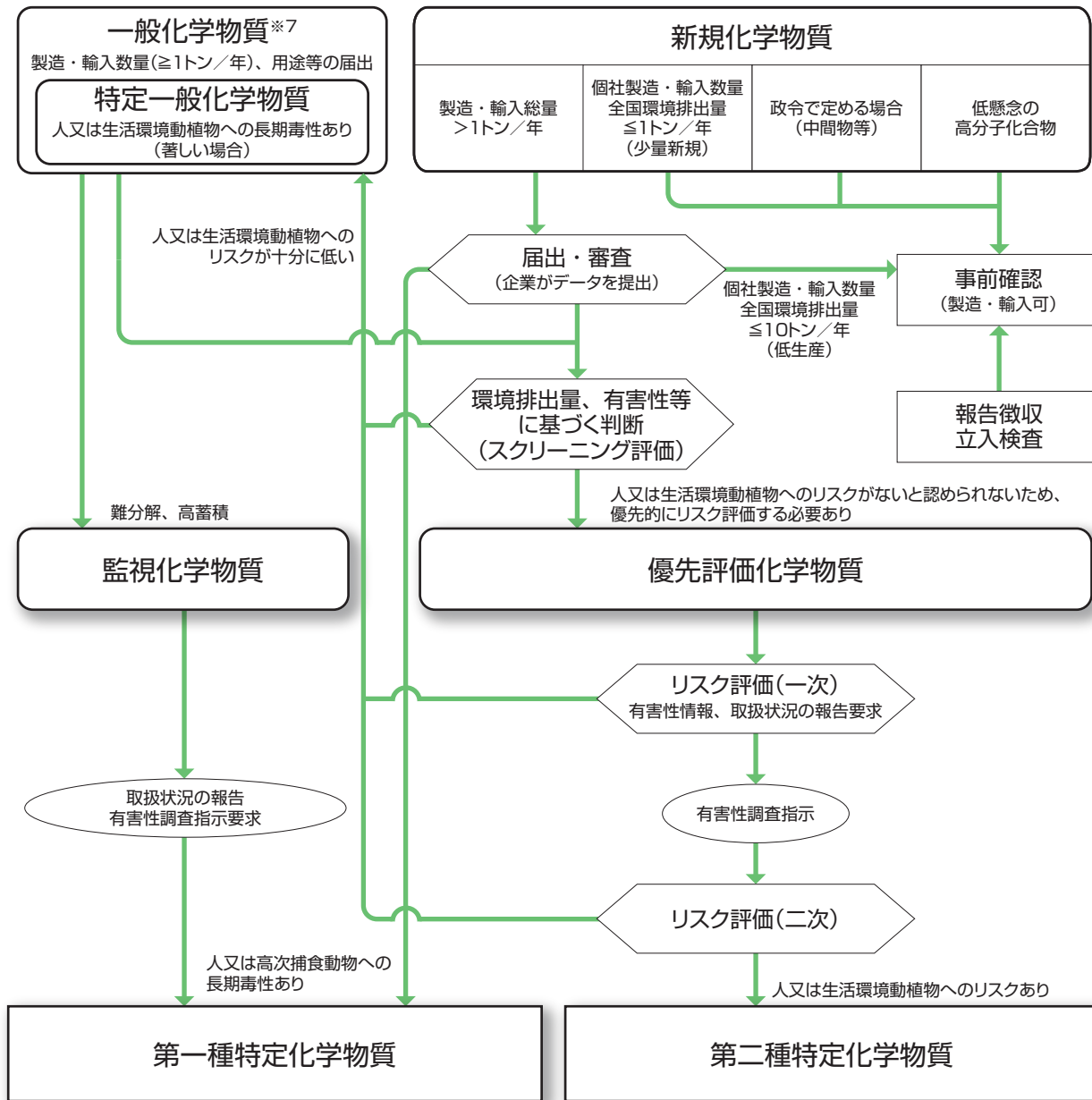
<https://www.nite.go.jp/chem/risk/kasinn.html>



※6 PRAS-NITE：化審法に基づき国が実施する優先評価化学物質のリスク評価を支援するためにNITEが作成したツール

The screenshot displays the PRAS-NITE (PRAS-NITE : PACs's Risk Assessment System) Ver.1.1.2 interface. It is divided into three main sections: 1. Initial Settings (初期設定) for user information and data input methods. 2. Evaluation Mode Selection (STEP 1) where users choose between Evaluation Mode I and II. 3. Optional Settings (オプション) for selecting substances to evaluate. The interface includes various buttons like 'XML読み込み' and 'シートに移動'.

化審法の概要 (平成31年1月1日～)



※7 一般化学物質：化審法第2条第7項で次のとおり定義されている化学物質
この法律において別途届出規定等が設けられている優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、新規化学物質以外の化学物質を「一般化学物質」と定義している。

化学物質評価促進事業

NITEは、有害性評価が行われていない一般化学物質について、産・官・学と協同し、人の健康への影響を評価する事業を平成25年に立ち上げ、平成26年10月時点で入手可能であった各種文献などを調査するとともに、カテゴリーアプローチ等の*in silico*※8技術を活用してデータを補完しつつ、有害性のおおよその評価を行いました。

評価結果は、事業者等の化学物質管理に資するため、NITEのホームページから公表しています。

https://www.nite.go.jp/chem/risk/nite_sokusin.html



※8 *in silico*：「コンピュータを用いて」の意味。実際に試験や測定を行わず計算で結果を予測する手法等のこと。

動物実験代替法(QSAR、Read-across、IATA等)の活用に関する取り組み

動物実験代替法は、従来の動物実験の代わりに細胞を用いた試験やコンピュータ予測により化学物質の安全性評価を行う手法です。化学物質の安全性評価の効率化や動物愛護の観点から、動物実験代替法の活用がOECDを中心に世界的に推進されています。NITEは、動物実験代替法の手法として、QSAR^{*9}、Read-across^{*10}、IATA^{*11}を中心に、化学物質の安全性評価への活用を推進する取り組みを行っています。

※9 定量的構造活性相関(Quantitative Structure-Activity Relationship: QSAR)：数理モデルを用いて化学構造を基に化学物質の有害性を推計する手法。

※10 Read-across：化学物質の有害性を試験データのある類似物質からエキスパートジャッジにより推計する手法。カテゴリーアプローチや類推の類義語。

※11 試験と評価に関する統合的アプローチ(Integrated Approached and Testing Assessment: IATA)：様々なタイプの情報を統合して化学物質の有害性の評価や試験戦略の立案を行うアプローチ。



化審法における動物実験代替法の活用

過去に審議された新規化学物質及び既存化学物質の試験データを用いて化学構造と生分解性・生物濃縮性の関係を解析すると共に既存のQSARモデルの予測精度を検証しています。これにより得られた知見は化審法の運用の改善(審査期間の短縮や試験・評価方法の簡素化など)に役立てています。また、化審法新規審査での活用を目指し、最新のAI技術(ディープラーニング)を用いた高精度な生分解性予測QSARシステムの開発を国立大学法人静岡大学との共同研究により行っています。

事業者支援

化審法審査やOECD活動(p.14)を通して得られた知見を基に、事業者が動物実験代替法による評価技術を習得するための支援を講習会や共同事業を通して行っています。

- Read-acrossを用いた評価手法や、評価支援ツール(OECD QSAR Toolbox等^{*12})の使用方法に関する無料の講習会や個別相談会の実施。
- 少量新規化学物質の確認に用いられているQSAR、Read-acrossを活用した「分解性・蓄積性の評価フロー」の解説資料や関連ツール(一特/監視類似物質検出ツール)の公開、これらの説明会の実施。事前相談窓口の設置。
- 生分解性予測技術の化粧品原料開発への活用(イノベーション協創プログラム「NICE」^{*13}による株式会社資生堂との共同事業)。
- 動物実験代替法に関連するOECDガイダンス文書の和訳の公開。

※12 OECD QSAR Toolbox：OECDが開発したRead-acrossによる評価を支援するソフトウェア。分解性、蓄積性、毒性などに関するデータベースと化学物質をグループ分けするために必要な機能などが備わっている(フリーソフトウェア)。

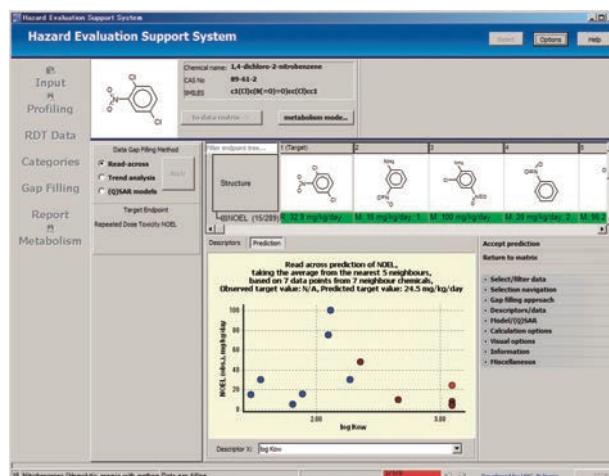
※13 イノベーション協創プログラム「NICE(NITE Innovative Collaboration Expert)」：NITEが提供する、製品・サービス創出時における研究開発上の課題や新技術の社会実装における課題の解決を支援するプログラム。

有害性評価支援システム統合プラットフォーム

未試験の化学物質の反復投与毒性の評価を支援するための世界初のツールとして「有害性評価支援システム統合プラットフォーム」(Hazard Evaluation Support System Integrated Platform: HESS)及びこれに付属するデータベースシステムであるHESS DBを(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)/経済産業省の委託事業で開発^{*14}し、NITEのホームページで無料公開しています。

<https://www.nite.go.jp/chem/qsar/hess.html>

HESSは、化学物質を分子構造や毒性メカニズムの類似性にもとづいて分類し、Read-acrossによる未試験の化学物質の反復投与毒性の評価を支援します。また、OECDが開発しているOECD QSAR Toolboxと互換性を持ったシステムです。



HESSの画面の例。評価対象物質の類似物質候補を抽出し、毒性試験データを比較できる。

※14 富士通株式会社、国立医薬品食品衛生研究所、Burgas "Prof. Assen Zlatarov" University、国立大学法人東北大学、学校法人関西学院大学との共同開発。

2.化学兵器禁止法関連業務

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

略称：化学兵器禁止法

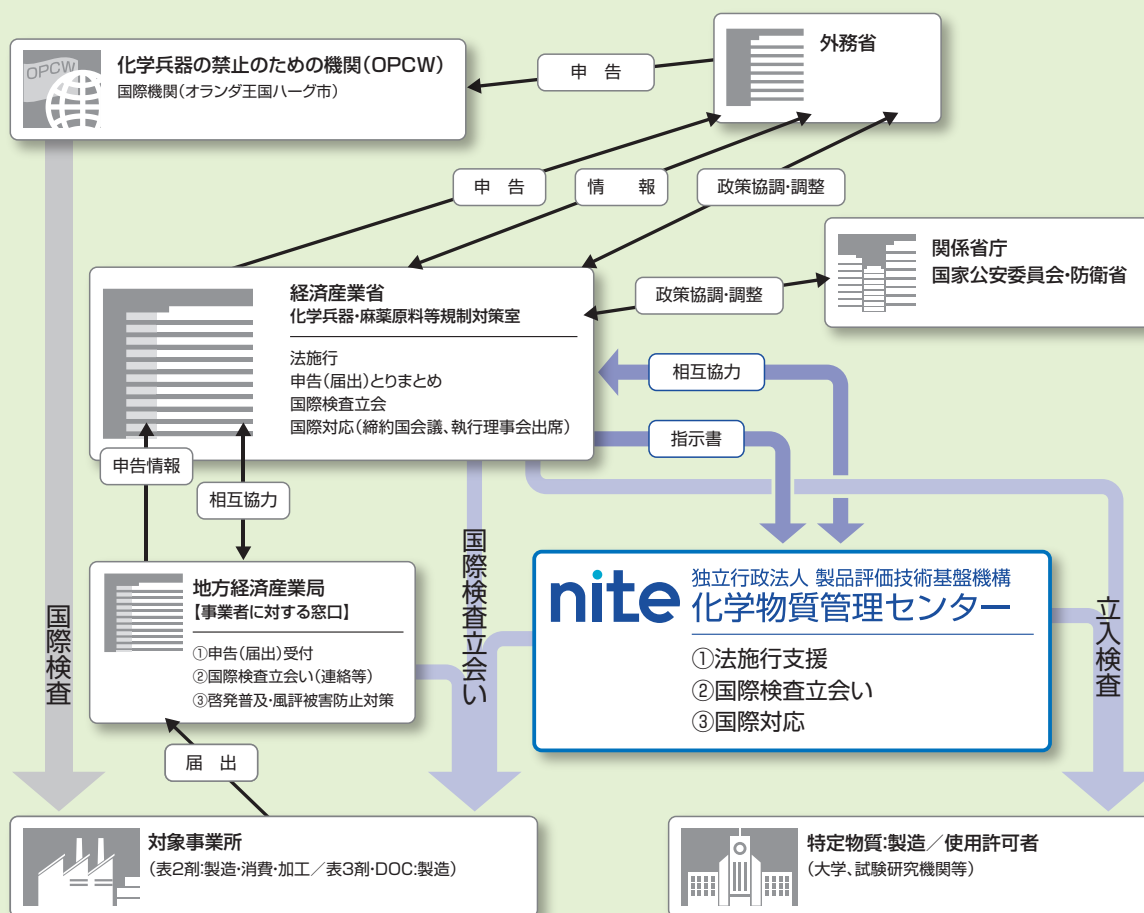
「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下、条約)」は、化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲及び使用の完全かつ効果的な禁止並びに廃棄を目的としており、日本は平成7年9月に批准しました。条約批准に先立ち、日本国内における条約の適確な実施を確保するため、平成7年5月に「化学兵器の禁止及び特定化学物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)」が施行されました。

一方、平成9年4月に発効した本条約に基づき、「化学兵器禁止のための機関(OPCW:The Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons)」が発足し、条約の目的を達成するための国際検査等の活動を開始しました。

NITE は、化学兵器禁止法に基づく経済産業大臣の指示により、国際検査への立会い業務及び化学兵器禁止法に定める特定物質の製造者・使用者への立入検査を実施しています。

なお、国際検査において国際検査団が試料採取分析を行う場合には、同一試料を分析する等により、国際検査団の分析結果の検証を行います。

条約実施体制の概要(産業関係)



3.化管法関連業務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

略称：化学物質排出把握管理促進法／化管法（かかんほう）

化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防ぐことを目的に平成11年に制定され、PRTR^{※15}制度とSDS^{※16}制度を柱として施行されています。

PRTR制度は、事業者がその事業活動に伴って環境中に排出又は廃棄物として事業所外に移動した化学物質の量を、事業所単位で事業者自らが把握して届け出る制度です。対象物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあり、かつ、環境中に広く存在すると認められる462物質（平成28年現在）が指定されています。また、届出の対象となる業種は、24業種が指定されています。指定化学物質を取り扱う事業者は、毎年、都道府県を通じて国へ環境中への排出量等の届出を行い、国がそのデータに推計データを加えて集計し、公表を行っています。

SDS制度は、事業者が、対象となる化学物質又はそれを含む製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状や取扱いに関する情報の提供を義務づける制度です。

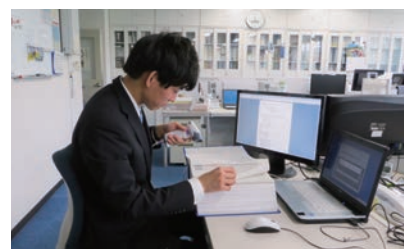
NITEは、PRTR制度における届出処理から公表用資料の作成までの一連の事業を行っています。また、事業者等からのPRTR制度やSDS制度に関する相談対応、自治体等への講師派遣等、技術的な面から支援を行うことで、化管法が適切に運用されるよう努めています。さらに、PRTR集計データを地図上にわかりやすく表示したPRTRマップや、過年度データの比較結果等、化管法に係る情報提供を行っています。

※15 PRTR：Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略

※16 SDS：Safety Data Sheet（安全データシート）の略。SDSは、国内では平成23年度までは一般的に「MSDS（Material Safety Data Sheet：化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一されました。また、GHSに基づく情報伝達に関する共通プラットフォームとして整備した日本産業規格 JIS Z7253 においても、「SDS」とされています。

排出量等の集計等に係る業務

NITEは、都道府県・事業所管大臣・法律所管大臣が受付から記録集計に至る処理を的確に行うための届出管理システム、事業者が電子届出を行うための電子届出システムの整備及び運用を行っています。また、事業者が簡便に届出を行うことができるよう、入力チェック機能がついた届出作成支援システムを提供しています。届出作成支援システムで作成したデータは、そのまま電子届出システムで届け出ることが可能で、紙面で届出される場合でも、2次元コードを附加することにより、効率的に処理が行えるようにしています。さらに、届け出られたデータの内容をチェックすることで、届出データの精度の向上を図るとともに、届出データの記録、公表用資料の作成を行う等、PRTR制度の中心的役割を担っています。



2次元コードを用いた紙面届出書の電子化業務

化管法の普及啓発に係る業務

PRTRサポートセンターを設置し、PRTR制度における排出量の計算方法や届出要件に関する相談、SDS制度に関する情報提供の方法や作成に関する基本的な事項等、事業者や関係者からの技術的・実務的な質問への対応を行っています。また、電子届出システム・届出作成支援システムの利用方法についての相談窓口も開設しています。

PRTRサポートセンター

TEL：03-5465-1681（専用）

e-mail：support_prtr@nite.go.jp

電子届出問い合わせ窓口

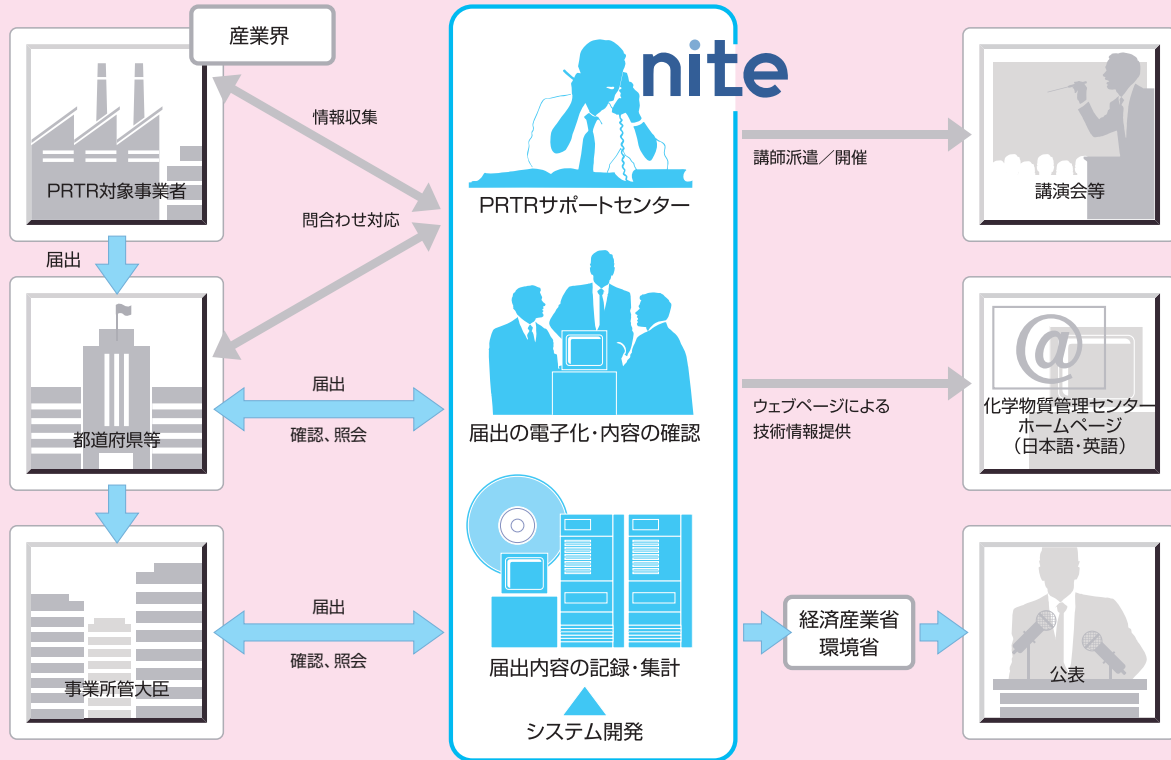
TEL：03-5465-1683（専用）

e-mail：info_prtr@nite.go.jp

化管法に基づくPRTR制度に係る業務

NITEは、以下の図のように化管法の施行を多面的にサポートしています。

化管法の円滑な施行をサポート

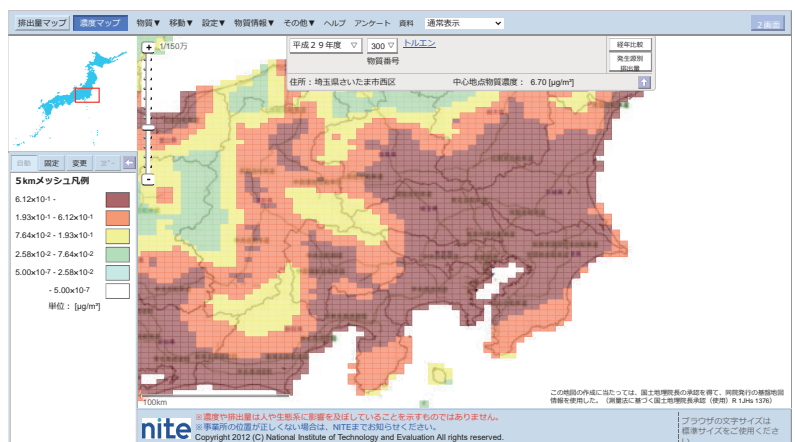


化管法に係るデータの解析と情報提供

NITEは、事業者が自主管理の改善を行うため、国民が化学物質の安全性に対する理解を深め、また行政が適切な化学物質管理を行うための情報提供として、PRTRマップや、過年度データの比較結果を作成し、公表しています。

PRTRマップでは、届出排出量データについて地域ごとに表示した「排出量マップ」、届出排出量及び推計排出量を基に5km平方及び1km平方のメッシュごとに大気中の推定濃度を表示した「濃度マップ」を表示することができます。

過年度比較結果では、届出データの推移を、物質別・業種別・都道府県別にまとめています。



PRTRマップ(平成29年度のトルエンの濃度マップ)

PRTRマップ

<https://www.prtmap.nite.go.jp/prtr/top.do>



化学物質管理に関する 情報提供と技術基盤の整備

NITEは、事業者、自治体及び国民における化学物質の安全性に関する理解と自主管理、また関係者の相互理解を深めるため、化学物質のリスクに関する有害性等の情報を収集、整備し、これらの情報を提供しています。また、リスク評価等に関する技術基盤を整備し、その情報を提供しています。



1. 化学物質管理に関する情報提供

化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP®)

NITEは、事業者、自治体及び国民における化学物質管理法令の遵守とリスクの適正な評価及び自主管理のため、国内外の法規制や化学物質のリスクに関する信頼性のある情報を収集し、データベース「化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)」を通じて、継続的に情報提供しています。

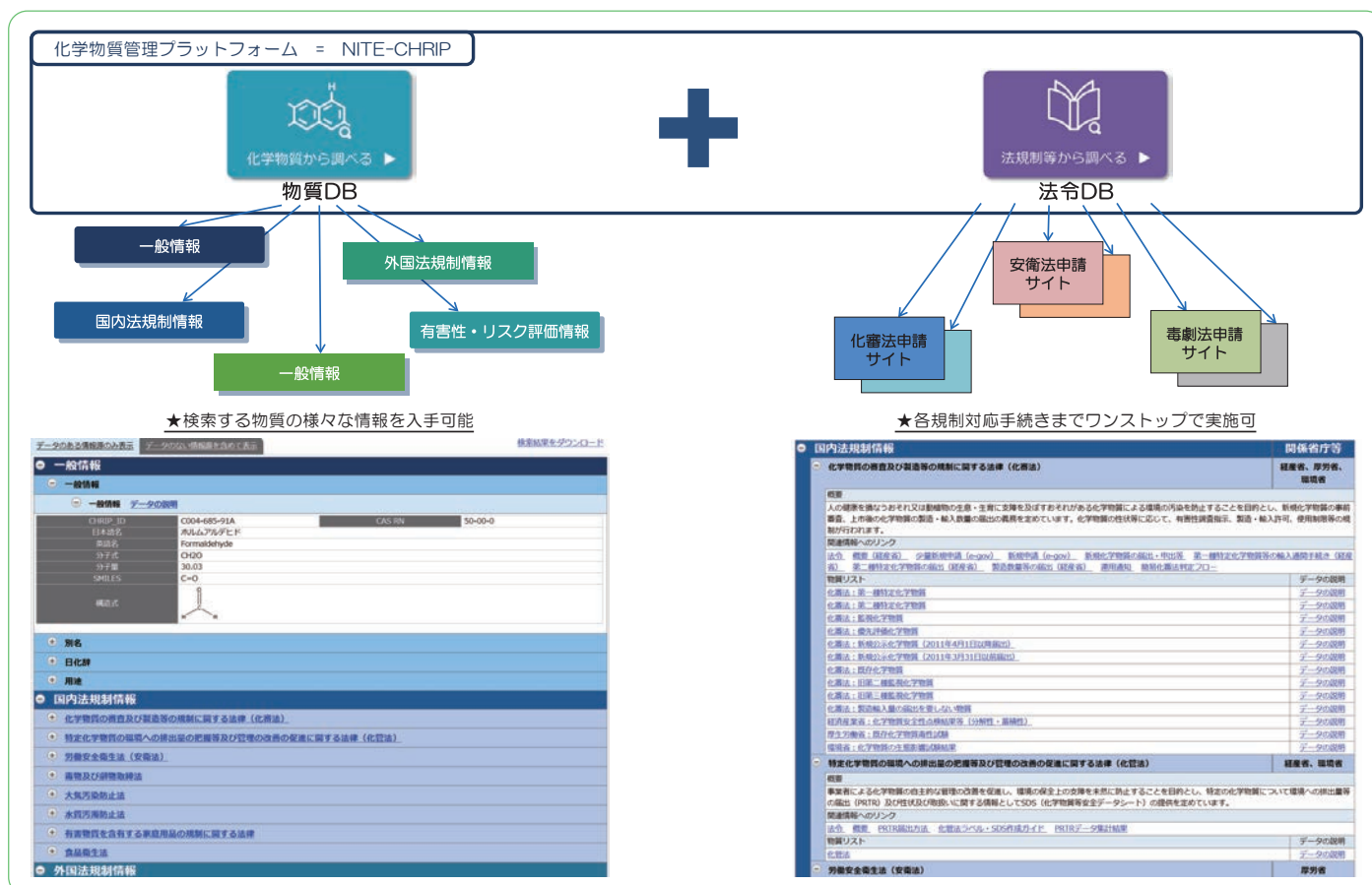
NITE-CHRIP *平成31年3月にリニューアルしました。

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop



化学物質の名称やCAS登録番号等の一般情報、国内外法規制情報、有害性・リスク関連情報を提供しており、定期的に収載データの確認と更新を実施し、データベースの信頼性を確保するとともに、法規制対象物質の追加等に迅速に対応し、的確な情報提供に努めています。

さらに、利用者の意見を踏まえて情報の拡充や利用のしやすさを改善するなど、利便性の高いシステムの構築を目指しています。



化審法データベース (J-CHECK)

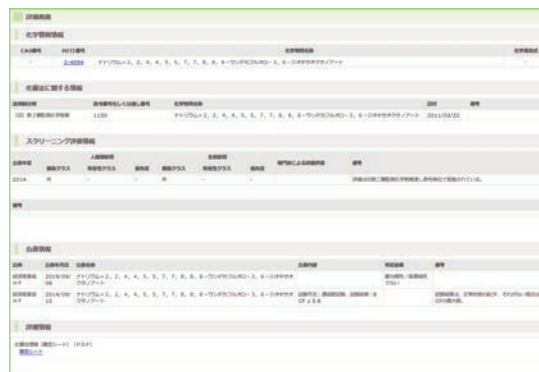
化審法に係る化学物質の安全性情報を国民に広く発信することを目的として、厚生労働省、経済産業省、環境省は化審法データベース(J-CHECK)を構築し、NITEはその管理運用を行っています。

J-CHECKで公開している内容は次のとおりです。

- 国の既存化学物質安全性点検等で得られた情報(報告書、公表情報等)
- 化審法の法規制分類
- 製造・輸入数量
- 化審法のスクリーニング評価・リスク評価結果(リスク評価書等)

他にも「化審法の施行状況」、「優先評価化学物質のステータス一覧表」など、化審法に関する情報を掲載しています。

また、J-CHECKは OECD eChemPortal^{※17}に参加しています。



検索結果詳細画面

J-CHECK https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

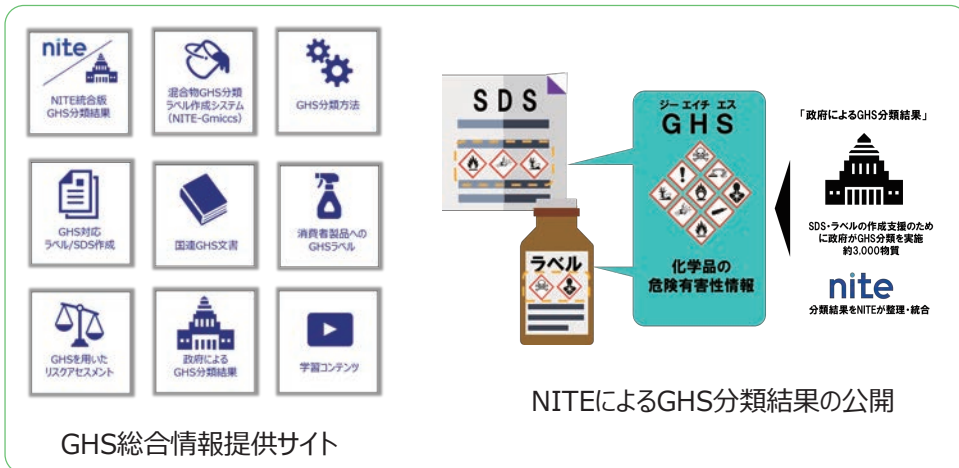
※17 eChemPortal: OECDが運用する、その加盟国や国際機関の既存化学物質のハザード情報に関するデータベース情報を一括して検索できるポータルサイト(名称: eChemPortal~a Global Portal to Information on Chemical Substances~)



GHSの総合的な情報提供

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」は、人々の健康を守り、環境の保護を行うことを目的として、化学品(化学物質及び混合物)を取り扱う全ての人々に、その危険有害性に関する情報を伝達するため、国際的に推奨された方法により分類・表示するシステムです。2003年に国連勧告として発行され、日本は2006年から導入しています。国内では主にGHSに基づいた化学品の危険有害性の分類、SDSおよびラベルの作成が化学品を扱う事業者に求められます。

NITEは、GHS実施を普及・促進するために、関係省が実施したGHS分類結果やGHSに関する情報、さらに経年ごとの分類結果を一目でわかるようにしたNITE統合版なども公開しています。関係省が実施したGHS分類結果及びNITE統合版は NITE-CHRIP から検索・閲覧可能です。



NITEによるGHS分類結果の公開

GHS総合情報提供サイト

GHS総合情報提供サイト https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html



GHS混合物分類判定ラベル作成システム(NITE-Gmiccs)

NITEは、事業者による混合物のGHS分類の実施及びラベル作成を支援することを目的に、Webツール「GHS混合物分類判定ラベル作成システム(NITE-Gmiccs)」を公開しています。本ツールはインターネット環境が整っていれば、どこでも誰でも簡単に混合物のGHS分類^{※18}を自動的に行うことができます。また基本データとして最新の「政府によるGHS分類結果」を収載しているためユーザーがデータ更新する必要はありません。



※18 物理化学的危険性については原則として混合物の試験データが必要です。本システムの主な対象は健康有害性と環境有害性です。

NITE-Gmiccs <https://www.ghs.nite.go.jp/>

化学物質のリスク等に関わる関係者の相互理解のための情報

一般市民から事業者や自治体等の担当者まで各層のニーズに応じたリスク評価・管理とリスクコミュニケーションの普及を目的に、化学物質の有害性・暴露情報、リスクに関する情報・評価手法等をホームページ、パンフレット等様々なメディアを通じて提供しています。

化学物質のリスク評価について

化学物質を安全に利用するために不可欠なリスク評価について解説した「化学物質のリスク評価について」をパンフレット及びホームページで公開しています。

<https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/yoriyoku.html>



身の回りの製品に含まれる化学物質について

「身の回りの製品に含まれる化学物質」シリーズとして、「化粧品」、「家庭用塗料」、「家庭用接着剤」、「家庭用洗剤」、「家庭用防除剤」、「家庭用衣料品」を冊子及びホームページで公開しています。この冊子は、自治体の消費生活センター等において、製品中の化学物質に関する相談対応や講習会等にご活用いただいています。



<https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/product/productinfo.html>



よくわかる化学物質管理について

安全な化学物質管理をするための考え方について、中学生の皆様からいただいたご意見などを参考に、やさしい解説を作成し、公開しています。

この冊子及びホームページは、自治体等における一般市民向けの情報提供等にご活用いただいています。

ホームページ

https://www.nite.go.jp/chem/management/kaisetsu/kaisetsu_index.html

冊子

<https://www.nite.go.jp/data/000084931.pdf>



化学物質管理におけるリスクコミュニケーションガイドについて

事業者や自治体の方々が化学物質管理に関するリスクコミュニケーションを企画する際の入門書として、リスクコミュニケーションの基本的な考え方から、事前準備や実践する際の参考になる情報を、具体的な事例を踏まえて解説した「化学物質管理におけるリスクコミュニケーションガイド」を冊子及びホームページで公開しています。

<https://www.nite.go.jp/data/000094804.pdf>



国際的な活動への取り組み

NITEは化学物質管理の国際的な協調を進めるため、多国間での検討や二国間協力などに参加しています。

- OECD（経済協力開発機構）の環境保健安全（EHS）プログラムの下で、ハザード評価作業部会（WPHA）、暴露評価作業部会（WPEA）、GLP作業部会（WGGLP）、（Q）SARプログラム、PRTR作業部会（WGPRTR）等の活動に参画し、各国との情報交換や国際的な課題の検討に取り組んでいます。これらの活動の一環として、OECDの既存化学物質ポータルサイト「eChemPortal」との連携や、OECD-QSAR Toolboxへの試験データや予測ツールの提供等を行っています。
- 日ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）化学産業ワーキンググループ（WG-CI）の合意に基づき、日本とASEAN各国が共同で構築した「日ASEAN 化学物質管理データベース（ASEAN-Japan Chemical Safety Database：AJCSD）」を運用しています。

<https://www.ajcsd.org/>



- 経済産業省やNITEが実施するアジア諸国との二国間協力を推進するとともに、アジア諸国等の関連機関の化学物質管理に関する人材育成事業に協力しています。

- 欧州化学品庁（European Chemicals Agency：ECHA）との協力文書（Statement of Intent）を経済産業省、厚生労働省及び環境省とともに締結し、我が国と欧州との情報及び意見交換、技術協力の推進を図っています。

- EPA（米国環境保護庁）とは人材交流を図り、オンライン会議での情報交換を実施しています。



国際会議に参加

2. 化学物質管理に関する技術基盤の整備

製品含有化学物質のリスク評価と技術基盤の整備

製品含有化学物質のリスク評価

NITEでは、繊維製品に含まれる難燃剤や芳香剤の成分といった我々の身の回りにある消費者製品に含有する化学物質のリスク評価実施を進めています。このリスク評価結果は、行政施策等に活用されています。

https://www.nite.go.jp/chem/risk/consumer_products.html



GHSへの利用に向けた消費者製品リスク評価手法ガイダンス

消費者製品に対して慢性的な健康影響についてのGHS表示を付ける際には、所管官庁が認めた手法によりリスク評価を行った結果に基づき表示の必要性を判断してもよいとされています。

NITEは、経済産業省からの要請により、消費者製品の慢性的な健康影響リスクを評価するための手法について検討し、ガイダンスとしてとりまとめました。同ガイダンスは、ガイダンスに対応した推定ヒト暴露量推算ソフトと合わせ、ホームページを通じて公開しています。

https://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs_consumer_product.html



生活・行動に係る情報(暴露係数)

消費者製品によるリスクを評価するためには、どのような場所で（部屋の大きさ等）、どんな製品を（使用する消費者製品情報）、どのように使用しているか（室内滞在時間や製品の使用情報、換気行動に関する情報）等を想定して、消費者製品や室内環境を経由した暴露評価を行うことが必要です。

NITEは、アンケート調査により、これらの生活行動パターンに関わる情報を収集、解析し、ホームページで公開しています。

https://www.nite.go.jp/chem/risk/expofactor_index.html



● 化学物質管理分野

Chemical Management Field

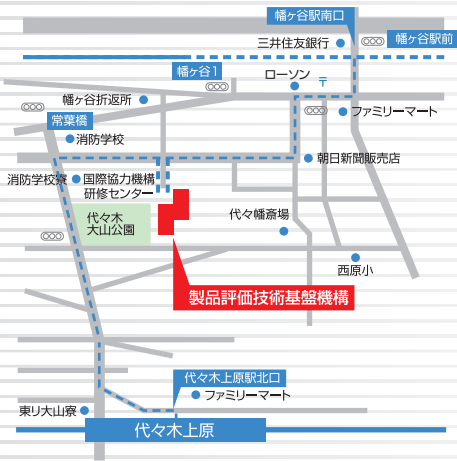
<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>

■ 本所(東京)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

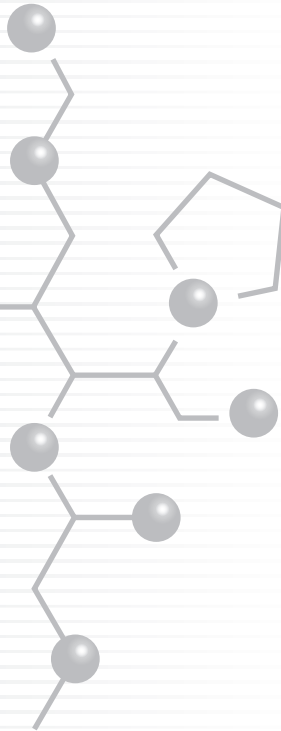
TEL 03-3481-1977 FAX 03-3481-2900

E-mail chem_information@nite.go.jp



京王新線「幡ヶ谷」駅から徒歩約10分

小田急線・東京メトロ千代田線「代々木上原」駅から徒歩約15分



化学物質管理に関する最新の情報をお届けするメールマガジン「NITE ケミマガ」配信中

https://www.nite.go.jp/chem/mailmagazine/chemmail_01.html

